

令和8年度第2回白井市都市計画審議会景観とみどり部会 議事概要

1 開催日時 令和8年8月31日（月）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所 白井市役所本庁舎4階大委員会室

3 出席者 廣田部会長、北原委員、中村委員、清水委員、杉山専門委員、
西廣専門委員、古里専門委員

4 欠席者 池邊専門委員

5 事務局 鈴木都市建設部長、武藤都市計画課長、中原課長補佐、石澤主査補、
大山主任主事、芳賀公園緑地係長

6 関係者 中央復建コンサルタンツ株式会社 4名

7 報 告

- (1) 白井市景観とみどりの基本計画（案）と白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）の都市計画審議会への答申報告結果

7 議 題

- (1) 計画デザイン案について
- (2) 景観形成ガイドラインについて
- (3) 運用体制について

8 そ の 他

9 議 事

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第2回白井市都市計画審議会景観とみどり部会を開会いたします。

本日の進行を務めます都市計画課の●●と申します。よろしくお願いいたします。

なお、この審議会は、議事録作成のため録音しておりますので、あらかじめ御了承ください。

また、会議中、資料の作成などで必要となるため、会議の様子について写真を撮らせていただきますので、御了承ください。

初めに、本日御審議いただく議案の公開、非公開についてですが、白井市附属機関の会議の公開に関する指針により、公開を原則としております。本日、非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきます。

また、事務局から傍聴の方々にお問い合わせ事項がございます。会場内に御提示している白井市附属機関の会議の公開に関する指針（抜粋）をお読みいただき、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

次に、委員の出席状況を御報告いたします。

本日の出席委員は6名です。白井市都市計画審議会景観とみどり部会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、会議は成立することを御報告します。

それでは、議題に移らせていただく前に、お配りさせていただきました資料を確認させていただきます。まず、資料1としまして、白井市都市計画審議会への諮問についての答申。次に、資料3としまして、景観形成ガイドライン第1案。次に、資料4としまして、計画の運用体制について。次に、資料5としまして、策定スケジュール。次に、参考資料1としまして、手続きフロー。次に、参考資料2としまして、LMCの設立についてとなります。そして、本日、当日配付資料としてお配りさせていただきましたが、資料2－1、計画書デザインの方向性について。資料2－2、表紙デザインラフイメージ。資料2－3、計画書見開きデザインイメージが本日の資料となります。不足等ありましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

ここからは、白井市都市計画審議会景観とみどり部会設置要綱の規定により、議題の進行は、部会長である廣田部会長をお願いいたします。廣田部会長、よろしくをお願いいたします。

○部会長

それでは、部会に入る前に、1点確認させてください。終了時間、明記されておりましたが、4時半めどで進めてよろしいですか。

○事務局

はい。

○部会長

分かりました。それでは、次の予定もある方がいらっしゃるかと思いますので、4時半めどに進めさせていただきたいと思います。

本日用意している議題は、報告が1件、それから議事が3件、そして、その他となっております。

報告1 白井市景観とみどりの基本計画（案）と白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）の都市計画審議会への答申報告結果

○部会長

早速ですけれども、報告の1です。白井市景観とみどりの基本計画（案）と白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例（案）の都市計画審議会への答申報告結果について、事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは、御説明いたします。資料の1を御覧ください。

令和8年5月21日に開催しました本部会にて、計画案及び条例案について、おおむね妥当との採決をいただきました。前回の部会でも説明させていただきましたが、市長から都市計画審議会へ諮問をしている関係上、都市計画審議会長から答申を頂くこととなっていることから、資料1の答申1番目の項目に記載のとおり、景観とみどりのまちづくりに関する施策及び取組が継続的かつ効率的に実施されるような推進体制の整備について記載したものを答申案として都市計画審議会へ報告させていただきました。

その都市計画審議会の委員からの主な意見としましては、計画が100ページ以上あるため、何が届出対象で、何が基準になっているかなど、窓口に来る方がどこを見ればいいのか分からず、難しい表現になっている。概要版など分かりやすい形を考えてほしいとの意見がありました。

都市計画審議会に対しては、計画案と条例案については報告事項であったものの、これらの意見を答申に反映してほしい旨、都市計画審議会長から要望がありました。そこで、答申の2項目めにありますとおり、良好な景観形成のための行為の制限について、市民や事業者に対して、届出対象行為と景観形成基準の内容を具体例などにより分かりやすく示したガイドライン等を作成し、周知に努めること。また、景観形成基準は、勧告や変更命令の基準となるものであることから、例示などにより明示的に示すとともに、定性的な基準については、その解釈や運用の考え方を整理したガイドラインを作成し、運用開始前までに関係者間で共有し、審査事務の円滑化と適正な運用に努められたいという記載が追加され、答申を受けました。

なお、これらの答申の内容については、この後の議題2、3にあります景観形成ガイドラインについて、運用体制についてにて、改めて御説明させていただきます。

報告は以上となります。

○部会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問等ありましたら頂きたいと思います。

問題ないようですので、それでは、報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議題1 計画デザイン案について

○部会長

続きまして、議題の1です。計画デザイン案について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局

それでは、御説明させていただきます。

当日配付資料とさせていただきました資料の2-1を御覧ください。

本計画は、白井市景観とみどりの基本計画として、景観計画と緑の基本計画を一体的に取りまとめるものです。計画内容については、これまで御審議いただいておりますが、本日は、その内容をどのような形で市民の皆様に伝えていくかという観点から、計画書のデザインの方向性について御意見を頂きたいと考えております。

まずは、表紙のデザインについてです。計画書は市民、事業者、活動団体など、多様な主体の皆様と共有し、今後の取組につなげていくためのツールです。そのため、手に取って読んでみたいと思えること、また、計画が目指す将来像や考え方が視覚的に伝わることが重要であると考えております。

今回の計画では、基本理念を「魅力的な地域資源をみんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい」としております。ここで言う地域資源には、生活環境、自然環境、歴史・文化・農、商業・工業環境、地域活動などが含まれております。

また、「みんなで」という言葉には、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体など、多様な主体が連携しながら取り組んでいくという考えを込めております。さらに「つなぐ」には、今ある地域資源を活用しながら次世代へ継承していくという意味も含めていまず。加えて本計画では、行為の方向性を「まもる」「たかめる」「つくる」「そだてる」の四つに整理しております。

このような理念や考え方を表紙デザインの中でどのように表現するかに当たり、様々な切り口が考えられます。今回お示しする4案は、いずれも計画の内容を踏まえたものになりますが、それぞれ何を中心的に伝えるかが異なります。基本理念を伝えるのか、将来像を伝えるのか、計画の構成や考え方を伝えるのか、地域資源そのものの魅力を伝えるのかという違いがあります。

本日は、個々のデザインの細かな表現というよりも、表紙として何を最も印象づけたいかという観点から御意見を頂ければと考えております。

なお、今回お示ししているものは、コンセプトを検討するためのラフイメージであり、このまま表紙として採用することを前提とするものではありませんので、御承知おきください。

それでは、具体的なイメージを御覧いただきたいと思います。資料の2-2も併せて御確認をお願いいたします。

まず、1案では、「魅力的な地域資源をみんなでつなぐ」という理念そのものを表現した案です。資料2-2では、1、2ページにラフなイメージを示しております。多様な主体が手をつなぐ様子をモチーフとして用い、その周囲に地域資源やそれらを保全・活用する活動の様子を配置することで、連携や継承の考え方を表現しております。

2案目は、「もっと豊かに笑顔あふれるしろい」という将来像を表現した案です。資料2-2では、3、4ページにイメージを示しております。地域資源と人々の暮らしが一体となった風景を描き、市全体として目指す姿をイメージしやすい形で表現しています。計画が実現した先の暮らしの様子を感じてもらうことを意識した案となっています。

3案目は、計画の構造や考え方を可視化した案です。資料2-2では、5、6ページにイメージをお示ししております。「まもる」「たかめる」「つくる」「そだてる」という行為の方向性が相互に関連しながら、将来像である「もっと豊かに笑顔あふれるしろい」の実現につながることを象徴的に表現しています。

4案目は、地域資源そのものの魅力を前面に出した案です。資料2-2では、7、8ページにイメージを示しております。市内の景観やみどり、歴史・文化など、写真で具体的に紹介し、多様な地域資源の集合体として白井市の魅力を表現しています。

また、市民アンケートでは、地域資源の存在や場所を十分に認識されていない方も一定数見られたことから、市の魅力を知っていただくきっかけとすることも意図しています。

どの案も目指している方向性は同じですが、表紙を見た人に最初に何を伝えるかという点で、理念、将来像、計画の構成、地域資源の魅力という異なる軸で整理をしております。どの切り口が本計画の表紙として最もふさわしいか、また、その理由について御意見を頂ければと思います。

続いて、見開きのデザインについてです。

先ほどの資料に戻りまして、資料２－１の２、３ページを御覧ください。

見開きについては、過度な装飾は避け、シンプルで読みやすいデザインを基本としたいと考えております。色使いについては、本市の景観を特徴づける重要な要素である緑を象徴するため、市のシンボルマークにも使用されている緑色をメインカラーとする方向で検討をしています。

また、現計画案で用いている方針ごとの色分けなどは、可能な限り継承しながら整理していきたいと考えています。

資料２－３では、見開きのイメージを示しております。中表紙やインデックスなどを活用しながら、どこに何が書いているのか分かりやすい構成とし、読み進めやすい計画書にしていきたいと考えております。見開きのデザインについては、このような見やすさ、分かりやすさを重視する方向性で進めてよいかという観点から、御意見を頂ければと思います。説明は以上となります。

○部会長

ありがとうございました。

まず、表紙のデザインについてから入りたいと思います。４案ございますが、それぞれ、資料の２－１の（２）デザインコンセプト（案）となっておりますけれども、これらについて御意見、御質問等頂きたいと思います。委員の方々、よろしくお願いいたします。●●委員。

○委員

どうも御説明ありがとうございました。

第３案になるのでしょうか、５ページ目、６ページ目のような計画で重視している四つの視点が明示されているといったような意味を持たせた表紙というのは、私は賛成ではあるのですが、ただ、ここに書かれている図版が、白井らしさというのがあまり感じられなくて、これであれば、ほかのまちでも描けてしまうような感じというのが、少しもったいないように思います。

そういう意味では、最後の案のように、白井の風景の写真がうまく組み合わせられているというのもありなのかもしれませんし、あるいは、イラストを活用するにしても、知っている人が見れば、これは白井だ、そこがもうちょっとよく改善された状況とか、白井らしさというのが感じられるイラストになると、よりいいのかなというようには思いました。

ということで、これがベストというわけではないのですが、後半のほうの案をうまく組み合わせるといったところがあるのかなというところです。ありがとうございます。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。●●委員、お願いします。

○委員

●●でございます。私も、四つを組み合わせるといいのかなというぐらいなのですが、例えば1番目のものなんかは、一つのつながりというのが分かったりとか、写真も組み合わせたりしているというのは、いいかなと思ったりします。でも、表紙のタイトルの表示が本当に端っこにあって、もうちょっとゆったりとタイトルというのは欲しい。これは全てに言われるところだと思いますけれども。

そうすると、例えば2は、今度はタイトルばかり大きくて、文字も何だろうと、そっけないというか、ちょっと残念。

それから、次の5というのは、テーマ、「魅力的な地域資源を」というようなことを表示しているので、このタイトルも、まあまあいいんじゃないかなという感じがいたしました。

7は、基本的に淡々としているかなという感じですが、みどりの基本計画というのがさりげなく下のほうになっているので、大きなタイトルとして、これはもうちょっと。上にこういうテーマを書いて、タイトルは下でも、配置としてはいいのだけれども、やっぱり大きさというのは、そういうバランスをきちんと取る。いろいろパーツ、パーツでお話ししちゃいましたが、工夫していただくといいかなというふうに思います。

それから私は、今、●●先生がおっしゃったように、このテーマ、5ページの丸の中みたいな感じの表現はいいかなと思ったのですが、真ん中のイラストになっているのは、どれも白井らしくないというか、らしさが分からなくて、写真をうまく活用していただきたいというのがポイントです。

1なんていうのは、そういう意味では、代表的な写真を使っているかなとは思いますが、やはりサイズ感ですね、バランスというか。それからビジュアルと、タイトルと、そういうテーマ性みたいなのをサイズとバランスというか、どこを注目してほしいみたいな感じがちょっとばらついているので、総合的にうまく組み合わせていただくといいかなんていうふうなものもありました。

もう一つ付け加えて言うと、3ページって一番そっけないですが、でも、電車というのと歴史というのが両方入っていたりして、やはり鉄道が主になって、ここはやってきたという感じのまちでもあるかなと思ったり、人の移動なんていうようなところで、これは入れても入れなくてもいいのですが、でも、谷津、谷戸とか、梨とか、民家とか、新しいマンション群であるとか、要素というのでは総合的に考えていただくといいなと。それと、動きのあるレイアウト等々。

以上、いろいろなことを申し上げてしまいましたけれども、総合的にお考えいただけるといいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。●●委員。

○委員

ぱっと見たときに、やはり3案が一番、ですかね。3案が多分、一番市民の方が見たときに、すっと入ってくるんじゃないかという感じがいたしました。あまりごちゃごちゃしすぎても、特に4案みたいに、どれがポイントか分からないような感じがしますし、そん

な感じで、一応3案をベースにされたほうがよろしいんじゃないかというふうに思いました。以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、お二人、いかがでしょうか。

今日は、デザインされた方はいらっしゃいますよね。コメント、御自身の推しでも結構ですので、つけていただくような感じで。

○関係者

中央復建の●●と申します。よろしくお願いします。

お示した案なのですけれども、恐らく案の2、俯瞰的な将来像を示すものが、景観とか緑の基本計画の表紙としては多いと思います、ほかの自治体で。

ただ、白井市さんの場合は、近年改定された総合計画が、そのような表紙になっているので、できればそれは避けたほうがいいのではという判断をして、こういった形でまとめさせていただいております。

推しとしては、推しとしてというのはあれですけれども、案の3から4がいいのではないかなというふうに考えております。案の3であれば、白井市さんの前任の方ですけれども、●●さんが推していらっしゃった行為の方向性、みんなで守って高めていくということを伝えられると思いますし、逆に案の4、写真、今回ちょっと多くて、●●委員がおっしゃるとおりで、どれに注目していいのか分からないというのはあると思うのですが、市民の方々が谷津、谷戸の場所が分からないとかというアンケートを、二、三年前に市民アンケートの結果として受けているということを考えると、こういった魅力があることを写真ベースでも出していくのもいいんじゃないかなというふうに考えています。

ただ、それをイラストに反映しようとする、なかなか難しくて。なので、案の3でうまく谷津、谷戸が示せていないのは、我々のデザインというか、描き切れなかったところで反省なのですけれども、そういったところです。

○部会長

ありがとうございます。ちなみに、先ほど●●委員から御指摘あった案の4で、サブとメインを逆転しているのは、何か意図はあったのでしょうか、副題と主題。

○関係者

タイトルというか、このスローガンを示していきたいというところもポイントとしてあるのかなと思って、このスローガンを大きくして、タイトルを小さくした案を出してみたのですけれども、逆でも問題はないと思います。

○部会長

ありがとうございます。今のデザイン趣旨当事者からの発言は、白井市らしさ、そして、白井市の今回の景観とみどりの基本計画のコンセプトとした、主題とした「みんなでつなぐ もっと豊かに笑顔あふれるしろい」ということ、そして未来のコンテンツ、三つ目は、計画書自体の構成を「まもる」「そだてる」「たかめる」ですか、その辺の趣旨を表

紙に反映するという、いろいろなものを四つの案に散りばめたという形で、どれがメインということじゃなくて、組合せでもいいという御趣旨だったと思います。

それらを参考に、今のところお三方からは、3番目の、ちょっと分かりにくいけれども、計画の構成を主にしたものの御意見が強いようですけれども、それを含めて御意見いただければと思いますが。どうぞ。

○委員

私は、割と写真を使ってほしいと思ったりしたのですけれども、もしイラストで行くようだったしたら、例えば2番目、3番目の案にしてもそうなのですが、この戸建てみたいなところが、屋根がブルーですよ、薄い水色。これはなぜですか。

○部会長

どの案ですか。

○委員

2ページそうですし、5ページのそうなのですから、戸建住宅のところが、屋根が薄ブルーなのです。これは何でという。

○関係者

ラフ案なので、あんまりそこに色を考えていなかったということが正直です。今回は、あくまでデザインの方向性を御議論いただいて、そこから作っていかれたらと考えております。水色は、あまりないかなという。

○委員

イラストだからいいと、あまりお考えにならないで、やっぱり目指す姿みたいなのは、きちんと伝わるように描いて。イラストって割とその辺が危ないのですよね。はっきり言って、私、いろいろな行政で、何でもここはピンクの屋根なのとか、いろいろ聞いたりするのですけれども、何気なく描いちゃうみたいな、アニメーションみたいな感じで考えちゃったりしないでいただきたいというのが、イラストへの希望、期待です。お願いします。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。●●委員、お願いします。

○委員

3案のイラストを見ると、大体どこのことを言っているのかというのは、白井市民としては分かるのですけれども、でも、次の写真であったほうが、私は見やすくいいかなという感じなので、3と4が合わさった感じであるといいかなというふうに思います。

以上です。

○部会長

ありがとうございます。写真も捨て難いという御意見も幾つか。

各論はその次として、総論で、もう少しマクロな視点で言うと、今のところ、計画の構成を示した案、そして、白井らしさを出すために写真を使ったほうがいいんじゃないかという、そういう意見が強いように思います。

イラストでも、ポップなほうに行くだとか、それから白井のイメージをより伝えるほうに行くだとか、幾つか次の段階では方向性はあるかと思うのですけれども。または、タイトルの示し方、円でくくったり、四角でくくったり、主題と副題を逆転したり、いろいろございますけれども、それらについても結構ですか。

たしか、この計画は10年間ですか、賞味期限としては。事務局。

○事務局

20年間で、10年後に。

○部会長

見直し。

○事務局

見直しになります。

○部会長

20年使うということを考えると、あまり写真で示してしまうのには難しい部分もあるかと思うのですけれども。賞味期限は10年ということですから。これはいつまで、今回決定じゃなくて、方向性だけデザイナーに伝えるという形でよろしいですか。

○事務局

はい、そうです。今回確定ではなくて、デザインの方向性を今回検討していただいて、次回の部会は11月を予定しているのですけれども、そこで第2案、最終案をお示しして決定という形になります。

○部会長

20年の賞味期限を考えたときに、写真を使うということの難しさはあるかと思うのですが、それについて何か御意見ありますか。

○委員

千葉において、谷津といいますか、これはとにかく長年ずっとあるのですよ。今後もしかしたら田んぼが全部なくなっちゃうかもしれないなと思ったりしますけれども、変ですけれども、谷戸のところに隠れて会社を立てるとか、地形を生かした使い方というのは千葉らしさなのです。これを削っちゃうことではないと思うし、ここにあまり太陽光発電をばんばん入れるというのも難しいんじゃないのと思ったりするので、そういう意味では、地形であるとか、歴史的なものであるとか、みんなの公園みたいな感じにうまく使っている地形だとか、そういうものを写真で表現してもいいのかなと。やっぱり千葉らしさ、白井らしさみたいなのは、どうでしょうか。市民じゃなくて時々訪れる人間としては、そういう期待があるのですけれども。

○部会長

今、議論しているのは、あくまでも計画書の表紙ということで御意見頂きたいと思えますけれども、●●委員のお話のように、写真は捨て難い部分があると。20年後、それがとんちんかんなものにならないような写真を使っていただく。例えば残したい風景ですか、そういうものを中心に写真を使っていただくとか、歴史的な文脈を写真で表現する。

ただ、道路とか、団地だとか、そういうものは、これから変わる可能性があるので、写真の構成には気をつけていく。市としては、この「まもる」「そだてる」の四つの構成が前面に出た構成を主として、第2案を作っていただくと。そんな感じで、皆さんの御意見だと思うのですが、それにこの部分も追加したほうがいいよというコメントがあれば、頂きたいと思いますが、いかがでしょう。●●委員。

○委員

●●委員がおっしゃるように、谷津というのは非常に重要で、そういう意味で、谷津をイラストで表現するとどうなるのかというのは、多分、谷津って、小川が流れて、もともと水田であったようなところ、それを縁取る斜面林が、そのセットがないと谷津の絵にならない。イラストでそれを表現できれば、割と説得力のあるイラストになるのかなというふうに思いました。

それから、タイトルの見せ方で言うと、第3案が一番、メインタイトルと目指すものがあってというのがうまく伝わるかなというのが感想で、写真は一番情報量が多いのであれけれども、もし写真使うのだったら、●●先生がおっしゃっているみたいに、これから変わっていくものは、あまり大きく載せないで、ぜひこれは将来、白井の財産だから、これは残しておくよねというのを大きめの写真として入れていくと、計画の意図が伝わるんじゃないかなという気がしました。

○部会長

まとめていただいて、ありがとうございます。

それじゃ、写真とイラストの組合せが難しいようだったら、デザイナーのほうでまとめていただくということで、今の●●委員の方向性で、第3案をメインとして第2案を作っていただくということで、デザイナーの方、よろしいでしょうか。どうぞ、●●委員。

○委員

3案の中に白鳥いるのですけれども、白鳥、一応毎年来ているのですけれども、これから先、来なくなる可能性もあるので。

○委員

そうか、季節がね。

○委員

毎年、必ず来るのですけれども、もしかしたら来なくなる可能性もあるので、20年間となると、もしかしたらあり得るので、その辺考慮してもらいたいかなと思います。

○部会長

よろしくお願いいたします。

それでは、表紙については、5 ページを基本に進めていただくということで、まとめさせていただきます。

続きまして、中表紙、そして帯等の構成について御意見頂きたいと思います。資料の 2－3 ですね。見開きの中表紙、帯、インデックス等について御意見を頂きたいと思います。基本的には、この（2）の配色、白井のシンボルマークで全体を構成していくという考え方です。この 3 色を基本とするカラーコードについては、よろしいですか。●●委員、よろしいですか。

○委員

はい、いいと思います。

○部会長

色のことで。

そうすると、見開きと中表紙と帯とインデックス、これらのデザインについて、御意見あればお願いします。取り立てて御意見なければ、この状態でブラッシュアップしていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題 1 の計画デザイン案については、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議題 2 景観形成ガイドラインについて

○部会長

次の議題に移らせていただきます。議題の 2、景観形成ガイドラインについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、説明をさせていただきます。資料の 3 を御覧ください。

景観形成ガイドラインは、市民、事業者、行政が共通認識の下、良好な景観を誘導していくため、白井市景観とみどりの基本計画における景観形成方針、行為の制限の内容を解説するものです。

ガイドラインの位置づけとしては、計画の補助資料となりますが、都市計画審議会での意見を反映し、窓口にいらっしゃった方が市に届出をしなければならない行為や、届出するに当たり、どのようなことを配慮しなければならないかについて、このガイドラインのみで確認できることを目指して作成することとしております。

このことから、資料 3 の 2 ページに示すように、ガイドラインの構成を 1、はじめに、2、白井らしい良好な景観形成に向けて、3、地域ごとの景観形成方針の概要、4、守るべき景観形成ルール of 解説、5、事前協議・届出の手引としました。

5 ページから 17 ページを御覧ください。

3、地域ごとの景観形成方針の概要となります。この章は、計画にも示している景観形成方針と同様の事項を記載していますが、6 ページ以降にある各ゾーン、軸、拠点の景観

の現況については、計画では文章が中心でしたが、ガイドラインでは、現況写真やイラストを用いて、現在どのような景観なのか、今後どのような景観を目指すのかを視覚的に分かりやすく示しています。

続きまして、18 ページを御覧ください。

4、守るべき景観形成ルール of 解説となります。計画には、景観形成基準や景観形成配慮指針を定めていますが、文章だけでは具体的な内容が分かりにくい場合があります。

そこで、この章では、基準が何を意図しているのか、どのような配慮が求められるのか、どのような事例が望ましいのかをイラストや他市町村事例写真を用いて解説しています。見方について一例を挙げますので、御一緒に確認をお願いいたします。20 ページ、21 ページを御覧ください。

建築物の建築等の景観形成基準があります。そのうち、20 ページの配置・規模の一番上の基準「道路やその他の公共の場所から地域の景観を特徴づけている要素（公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源など）への眺めを阻害しない」という基準を確認する場合、その基準の一番右に解説ページという欄があり、22 と記載があります。こちらで 22 ページに解説ページがあることが分かりますので、続いて 22 ページを御覧ください。

22 ページでは、景観形成基準の右側に「各ゾーン共通」とあり、対応するゾーンは全てのゾーンであることが分かります。

なお、ゾーンが限定される場合は、対応するゾーンが表記されます。中段にあります基準の解説では、この基準が意図することをイラストを用いることで分かりやすくしています。この基準では、道路や公共の場所から見えるよう、配置の高さの工夫や隣棟間隔を確保することが分かります。下段にあります「配慮している参考事例」では、他市の事例を掲載し、実際にあるものでイメージをしていただきます。

なお、この後、建築物、工作物、太陽光発電施設、開発行為、物件の堆積、屋外広告物ごとに、同様な考え方で解説を行っております。

続きまして、67 ページから 69 ページにかけては、色彩のルールを掲載しています。

色彩基準については計画と同じ内容ですが、基調色と強調色の考え方や、ゾーンごとの取扱いなどを改めて確認できる構成としています。

続きまして、70 ページを御覧ください。

5、事前協議・届出の手引となります。70 ページ、71 ページには、事前協議や届出が必要な対象行為や対象規模を示しています。屋外広告物については、千葉県屋外広告物条例に基づく許可申請を引き続き運用していくため、景観法に基づく届出は不要であることから、70 ページ最下段の屋外広告物の欄の届出については、不要と記載しています。

71 ページには、各届出対象行為は、どのルールを守るべきかを記載しています。

72 ページと 73 ページには、景観法、条例に基づく手続きフロー、千葉県屋外広告物条例と関連したフローを掲載しています。

なお、本日の部会においては、先日本送りした「景観形成ガイドライン案に係る事前確認のお願い」に記載のとおり、景観形成ガイドライン案の全体構成について、景観形成基準・景観形成配慮指針の解説方法について、景観形成基準・景観形成配慮指針の解説内容についての 3 点を中心に御意見を頂けますと幸いです。説明は以上となります。

○部会長

最後、もう一回お願いいたします。

○事務局

確認事項のところですか。

○部会長

はい。

○事務局

景観形成ガイドライン案の全体構成について、景観形成基準・景観形成配慮指針の解説方法について、最後に、景観形成基準・景観形成配慮指針の解説内容についての３点を中心に御意見を頂きたいと考えております。以上です。

○部会長

ありがとうございます。

資料の３について、全体的なこと、解説、そして、その内容についてという３点で御意見、御質問等頂きたいと思います。どうぞ、●●委員。

○委員

たくさんあるのですけれども。まず、「はじめに」のところの文章で、私、少し理解できなかったのですけれども、準公共空間というワードを使っていますよね。準公共空間というのは、ここでは市民の方の私的空間のところ、公共空間と接しているのが準公共空間という説明になっていますけれども、準公共空間というと、もっとオーナーが公園なんかを提供してくださって、本当に準公共空間ってあるのですよね。この用語が都市計画の先生方は、これで大丈夫ですかというのが。私はあまり、実はあれなのですが、個人的にはすぐに、準公共空間ってちょっと違う内容じゃないかなというのが思ったものですから、まず、これが気になりました。そういう用語づかいというのは、公共で使っている、それから政策で使っているワードとか、いろいろなのが、そのお立場で違うと思いますが、それはよろしく検討していただきたい。

○部会長

ちょっとお待ちください。

●●委員、これ都市計画上は、どういう使い方をしていきますでしょうか。

○委員

きちんと調べる必要があるのですが、準公共じゃなくて、準公的とか、そういう感じだと思う。公共というと公共サイドのものになっちゃうけれども、公的というと、私が持っているけれども、公的な性格を持っているよというような意味になるかなと。

○部会長

A Iによりますと、セミパブリックスペースとはということで、パブリックとプライベートの境界が曖昧で、民間や市民が主体となって関わるコモンズ。コモンズもまた違う意

味ですよね、共有地のような領域のことです。行政が管轄する従来の公共空間とは異なり、私的な場所でありながら、開かれた多様な人が集う居場所を示しますというA Iの回答がありましたけれども、括弧書きの言葉遣いというのは、最初からあまり使うべきじゃないという、説明が必要なものは避けましょうという方針だったと思いますので、それについては、慎重に御検討いただければと思います。

●●委員、そのほか。たくさんあるようですので、簡潔にお願いいたします。

○委員

色使いというようなところで言うと、一番気になるのが、バツと丸使っていますよね。それで、このバツの赤というのは、色弱の方なんかは見えにくいかもしれないので、もうちょっとオレンジに寄せていただきたいというのが。このバツマーク。

○部会長

22 ページが最初ですかね。

○委員

実は、この赤は割と見えにくいかもしれないというので、御確認いただいて結構です。でも、ぱっと見ると、何となく、もうちょっと黄色に寄せて、オレンジに寄せたほうがいいかなというのが希望としてはあります。

それと、もう一つ、色のことについて言うと、20 ページ以降のこういう表の中で、住まい、ビジネスというのが、オレンジ系、ピンク系、紫系となっていますよね。

これって、さっきの色のというか。

○部会長

3色ですか。

○委員

ええ。これとは関係ないのですよね。

○部会長

そうですね。

○委員

関係ないですよというか。それで言うと、実は、変ですけども、工場って、紫って何となくイメージ的に、工場地域って紫にしちゃうのって気になるなと思ったのですけれども。そして、このとこだけ濃いじゃないですか、ピンクと紫って。濃さというようなことでは、どんな感じでお考えかなというのは教えてください、デザインの。

○関係者

色の濃さは意識していないのですけれども、工業は、都市計画図の工業の色と合わせて考えました。

○委員

紫なのですね。分かりました。そうしたら、それは分かりました、私が把握していなかったのです。それと、色絡みですいません、12 ページの道路景観軸がございすけれども、こういうところで、よく分からないですけれども、ガードレールの色とか、照明柱の柱の色とか、光の色とか、道路というところでは、割合、気になる点はいっぱいあるのです。ここの文章等々は全然触れていないなという感じなのですけれども、道路景観軸で、商店街付近というのと、いろいろ緑が多い部分と違うだろうから、難しいというか、なのですけれども。その辺りが、たまたま絵がガードレールが入っていたりとか、照明柱が入っていたりとか、看板とかいろいろ入っているので、気になったのです。要素が、道路が多い地域、都市なので、この道路景観軸の説明、現況にしても、それから景観形成方針についても、やや分かりにくいかなと、内容も。

○部会長

工作物の説明。

○委員

ええ。その辺りは、お考えくださいでいいです、これは。

○関係者

1点補足で、ここの景観形成方針の概要というのは、既に作成をしている計画案から抜粋をしているので、ここを変更する場合は、計画案自体を変更することになります。

○委員

計画案も、このぐらいシンプルに書かれているのですか。

○関係者

形成方針に関しては、全く同じ文章を記載しています。イラストも一緒です。写真だけが差し替わった。

○委員

写真だけが差し替わったのですね。

○関係者

差し替わっているというか現況を、計画案のほうでは文章で書いているのですけれども、ガイドラインでは写真で示している。

あと、追加すると、工作物に関してなのですけれども、基本的には行政が設置するもの、道路工作物ですね。なので、このガイドライン、基本、ターゲットとしては事業者であつたりとか住民の方なので、どこまでそれを記載するかは、難しいかなと思います。

○委員

意見で大変恐縮なのですけれども、都市計画課というのが推進したものと、それと道路をやっている人は全然違うのですよ、行政の中で。なので、変ですが、ほかの行政では必

ず入れるようにしているというのが、現実はあるのですよ。ちょっと考えてくださいねというのを、書いていないだろうと言われちゃったりすると、道路担当の方たちが、あまり。その辺は内部のあれですので、そういう事例もあるよという程度の話で結構です。

○関係者

簡単には記載をしています、その図に。

○委員

それと、色への希望みたいな感じで言いますと、30 ページなのですけれども、工業ゾーンで、本当にはっきり無彩色に見えますよね。だけれども、ちょっとだけ黄を入れてくれたりとか。

○部会長

何を入れる。

○委員

黄、Y系のニュアンスが入るような、そういう。濃いほうには難しいかもしれないけれども、一番明るいグレーのほうにニュアンス的に入ったりすると。というのも、あんまり無彩色というのも、こっちのカラーのお話のときには、ちょっと気をつけてねみたいな話を書いていたと思うのですよね。外装は明るさの指定だけしていますけれども、それでもちょっとニュアンスとしては入れていただくと、今後、助かるなという感じです。

○部会長

見やすくなるということで、御検討ください。

○委員

あと、細かいのはいろいろあるけれども。気になるというのが二つあります。説明文のところの文字って、すごく小さいですよ。例えば 12 ページの、さっきの図のところに書いてある。でも、この文章量を見ると、このぐらいじゃないと入らないのだと思うのですけれども、私、子供の頃から近眼なものですから、割と小さい文字は気になったりするのですけれども、これ何ポイントぐらいですか。

○関係者

9 ポイントです。

○委員

9 ポイントか。10 にしたら大きいですよ。

○関係者

調整します。

○委員

本当にニュアンスなのですからけれども。

○部会長

すいません、時間押していますので、そのくらいで、まず一回止めていただけますでしょうか。そのほか、お願いいたします。●●委員。

○委員

ありがとうございます。全体に関わる内容と、一点ずつ申し上げます。全体に関わる場所ですが、この景観形成ガイドラインは、計画の全体に対する解説書ではなく、届出のとか、あるいは行為の制限に関わる場所についての解説という理解でよろしかったでしょうか、まずは。

○事務局

はい、そのとおりです。

○委員

だとすると、そこは誤解のないように、最初の目的のところに、なお、計画のほうには、例えば多様な主体の連携の促進と、言葉は忘れましたが、そういった内容も、計画のほうでは項目を立てて書いていたわけですが、そういったことについては触れていないわけですね。ということでは、計画のほうでは、そういうことも挙げているということに触れるとか、計画のうち、届出に該当する部分だけを抜き出したものということをも明記するなど、これが計画のダイジェスト版とか、全体に対する解説書ではないというようなことが分かる表現にさせていただいたほうがいいのかというところを一点思いました。続けて、よろしいですか。

○部会長

どうぞ。

○●●委員

内容に関わる場所で、どこまで書き込めるかなのですが、それぞれの例えば建築、工作物とか太陽光発電、それぞれに地形を生かすとか、地形改変を必要最小限にするというような項目があると思います。ここの内容について、確かに見た目の風景という意味では、地形が非常に大きいのは、そのとおりなのですが、計画全体で言っている白井市らしい良好な生態系ということを考えると、地形だけではなく、例えば水循環の改変を最小限にする。例えば雨水浸透をなるべく確保するようにするとか、あるいは土壌の保全とか表土の活用、そういったような、地形改変とセットにして配慮されるべき自然環境の要素というのを、なるべく入れられるとよいなというふうに思いました。

今申し上げたように、水循環に関すること、表土を含む土壌に関すること、それから一部入っていますけれども、既存の植生の保全といったようなことを配慮するような表現が、もう少し盛り込めるといいかなというふうに思いました。具体的にどんな表現がいいかというのは、今話していると時間がかかってしまうと思うのですが、内容として、地形だけではないようなことに踏み込めるといいなというふうに思いました。

○部会長

ありがとうございます。地形のみにあらず、水循環、土壌、それから植生の保全等についての意識をもう少し出していただきたいということで、御検討いただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。●●委員、お願いします。

○委員

全体というより、すごく細かいことをお願いを。二つあって、一つは、最初の6ページから、実際に白井の中のいろいろな場所の写真が載っていますけれども、市民の方だから分かるだろうじゃなくて、キャプションを入れてほしいというのが一つですね。

それからもう一つ、ずっと後ろのほうになりますが、67 ページにマンションのファサードの立面図というか、イラストがありますが、これプロに見せるガイドラインだから、プロが見て、こんなレベルかと思われなような、例えば、こんな屋根ないだろうとか、いろいろあるじゃん。

○部会長

ポンチ絵じゃない。

○委員

ポンチ絵じゃないやつを載せて、プロになるほどと思うようにしてください。お願いします。

○部会長

御検討よろしく願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。

●●委員、追加でお願いいたします。

○委員

追加としては、65 ページに「鉄道車両や自動車を利用する広告物等の工夫」となっているのですが、実は今バスって、すごく屋根のほうにも、がんがん何か出てて。

私、東京の屋外広告物委員会に実は参加しておりまして、最近バスが、すごくひどくなっている事例が、それも千葉県のナンバーとか、埼玉県ナンバーとか。その辺は、まだ都市部なのでいいんですけれども、群馬県とかが入ってくるんですけれども。でも、「車体などの広告を表示しない部分の色と調和したデザイン・色彩とする」、これ、なんか難しいというか、この絵面、今どきだと、これどころじゃない絵がいっぱい張ってあるのですよ。私、千葉県の現状知らないんで、こちらが、こんなものなのですかとか。ここを1ページ、ぱっと書くのは大変かな。工夫ということで書かれる文章としては、でも、走行する路線全ての景観と調和したデザインとするという、これって千葉県のあれなのですか。千葉県では、こういう広告物の指導をしているのですか。

○部会長

会社によって、随分違い。

○委員

違うのですよ。県がやっているって、さっきおっしゃいましたよね、こういう広告物って。どういう感じで、私、あまり把握していなくて、すいません。

○部会長

京成電鉄とかもやっているかと思うのですけれども。すいません、次、押していました、あまり時間取れないのですけれども。

○委員

それは分からないので、お願いしますという感じです。

○委員

最近、全面ラッピングのバスなんかでも車体があるので、そういう現状を踏まえて、無理に絵面載せる必要もないので。

○委員

そうですね、絵面がなければいいか。

○部会長

全面ラッピングも含めて、それを考慮して表現を御検討いただくということで押さえていただければと思います。すいません、今日、最後にLMCの説明を15分ほどいただきたいと思っております。その関係で、先に進めさせていただきます。

一応、景観形成ガイドラインについては、以上とさせていただきます。お気づきの点がありましたら、●●さんのほうにメールでも入れていただければと思います。

議題3 運用体制について

○部会長

それでは、三つ目の議題です。

運用体制について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局

それでは、説明させていただきます。資料の4を御覧ください。

報告事項でも説明しましたとおり、景観とみどりのまちづくりに関する施策及び取組が継続的かつ効率的に実施されるような推進体制の整備を努めるよう答申を頂きましたため、その検討状況についての説明となります。まず、条例に基づく事前協議や届出窓口についてとなります。

市では良好な居住環境を確保するため、一定の基準に該当する開発事業については、まちづくり条例に基づき事前協議を行っております。

また、本計画の届出対象規模につきましても、まちづくり条例の基準と同一のものとしており、まちづくり条例の手続きをする者は、景観の事前協議や届出を行っていただくこととなります。

参考資料1を御覧ください。左側、まちづくり条例の手続きフロー、右側、景観法と、良好な景観とみどりづくりを推進する条例の手続きフローです。景観の事前協議が終了した後、まちづくり条例の近隣住民等への説明を行うことや、景観の本届出の審査が終わり、適合通知を出した後、まちづくり条例の協議書の締結することなど、二つの手続きは密接に関係することを想定しています。

再度、資料4を御覧ください。まちづくり条例では、建築物の建築等、太陽光発電施設の新設等、開発行為を対象としており、庁内での調整の結果、まちづくり条例の手続きは、それぞれの担当課で対応することとしていますが、良好な景観とみどりづくりを推進する条例における手続きについては、所管が都市計画課であることと、統一的な運用を図ることを踏まえ、届出対象行為の全ての手続きを都市計画課で行うことを考えております。運用の中で不都合等が生じた場合には、再度、関係課等と協議することとします。

続いて、計画の運用体制についてです。答申にて、景観とみどりのまちづくりに関する施策及び取組が継続的かつ効率的に実施されるような推進体制の整備を努められたいとありましたので、答申に対する検討状況となります。

計画の適切な運用を図るため、年に1回、庁内会議を開き、進捗状況を確認し、その進捗の確認には別途、進捗確認シートを関係課に作成していただき、その内容について御報告をいただくことを考えております。進捗確認シートの内容によって、必要と判断した場合は、景観とみどりのアドバイザーに庁内会議に御参加いただき、専門的な助言を頂くことを考えております。

なお、庁内会議での検証結果については、毎年アドバイザーに共有し、計画の継続的な改善につなげていきたいと考えております。

続いて、景観とみどりのアドバイザーについてです。

アドバイザーについては、他課との調整により、附属機関ではなく、非常勤特別職の位置づけとすることとします。報酬の額につきましては、白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に位置づけのある、他の非常勤の者と整合を図り、月額6,600円とします。審議会のような会議体にすることも検討いたしましたが、景観とみどりのアドバイザーは、附属機関の位置づけにはしないこととなったため、アドバイザー個人に意見をいただくこととします。

また、特別の日に招集するなどし、案件に対して出席者から御意見を頂き、アドバイザーの総意の御意見として取り扱うこともできることとします。ただし、意見を頂いた場合も、案件の最終決定の判断は市とすることで、アドバイザーが個人で回答した内容について、アドバイザーが責任を負うことは想定しておりません。

どのような場合にアドバイザーを活用するかについてですが、最初のうちは、アパートの建築等、それほど大きくない案件についても、景観形成基準に合致しているか疑義が生じたものについて、御意見を頂くことがあるかと考えております。先ほど、まちづくり条例と景観の届出等が関連していることを申し上げましたが、まちづくり条例の手続きは年間10件程度であり、その中からアドバイザーに意見を伺いたいものを精査するため、件数は多くないものと考えております。

資料裏面に、都市計画審議会、まちづくり審議会、景観とみどりのアドバイザーの役割について整理をしております。

都市計画審議会は、景観とみどりの基本計画の改定、推進等についての調査審議、まちづくり審議会は、まちづくり条例に基づく審議という役割がそれぞれあり、アドバイザー

については、景観形成基準にそぐわない場合の勧告、命令、景観重要建造物や樹木の指定、計画変更、事前協議の際に指示、助言していただくことが役割となっています。

最後に、庁外の動向についてです。参考資料2を御覧ください。

自然環境、地域の防災、まちづくり、脱炭素、生物多様性保全に生かすため、産官学民連携プラットフォームであるランドスケープ・マネジメント・センター、通称LMCが、近隣市の印西市、白井市が参画の下、設立されました。LMCは、景観とみどりの基本計画のみならず、市全体のまちづくりや環境施策にも関連する組織ですので、LMCの設立に関わられている●●委員から、LMCの概要について御説明をいただければと思います。市からの説明は以上となります。

○部会長

ありがとうございます。関連しますので、LMCについて、●●委員、お願いします。

○委員

承知しました。ありがとうございます。なるべく手短に、簡潔に御説明したいと思います。参考資料2として御用意いただきました、これはプレスリリースを行ったときの資料をそのまま印刷していただいたものですが、こちらを使って説明させていただきたいと思います。印西市と白井市が連携して、このランドスケープ・マネジメント・センターというのを設立しましたというのを記者発表したときの資料です。

冒頭のところ、字が多いので説明は割愛しまして、どういう活動をするかというのを番号を振って箇条書きしているところから御説明させていただきたいと思います。

一つ目として、企業のネイチャーポジティブへの関心を地域課題解決につなげるというところを挙げております。近年、様々な企業が環境貢献、それから地域貢献に関心を高めているというか、どういうことをしたらよいだろうかという支援先を探しているような側面がございます。そういったことを、よい形で地域の課題解決につなげられるようにというところのつなぎ役の支援をするというのが一つ目の役割になります。

二つ目に、科学的知見に基づき、効果的なグリーンインフラの実装を進めるという表現を取っております。グリーンインフラという言葉は、この計画であまり明示的には使ってきませんでしたが、それこそ今日、話題になった谷津にしても、近年の研究で、谷津があることで防災上の機能であるとか、水質浄化の機能であるとか、様々な生態系の役割を持っているということが分かってきております。これは例ですが、こういった科学的知見を活用し、自然をインフラとしてきちんと生かすような活動というのを進めていく、そんな支援をしていくというようなことが二つ目に挙げられています。

三つ目は、白井市単独ではなく印西市との連携によって、地域全体で自然環境を生かしていくと。印西と白井のそれぞれの谷津は、すぐ下で合流して一つの川になっていくとか、あるいは、印西市で地面にしみ込んだ水が白井市の谷津で湧いてくるというような、自然界はつながっているものです。なので、両市の連携というような広域的な計画がとても重要なわけなのですが、幸いなことに、2025年10月に、印西市・白井市さんは協定を結ばれているということもありますので、それを生かして、両市の協力の下に、この組織を立ち上げました。

今後、我々の研究プロジェクトなどでも整備した、4番ですが、地形や地下水、生物分布や土地利用などのデータを活用しまして、様々な活動を展開する予定です。例えば大地

の上の舗装面が多いところ、雨水が浸透しにくいようなところに、雨庭というような言い方をしていますが、雨がしみ込みやすくする工夫をしたような施設を計画的に導入して、都市型水害のリスクを軽減したり、地下水の涵養量を増やしたりするという取組であるとか。あるいは、谷津の耕作放棄地の手入れをして、生態系の機能を高めるであるとか、白井市内にもありますが、管理放棄された竹林などを整備して、脱炭素にも役に立てていくといったような様々な取組を既に今、着手しているところです。

あと、記念イベントというのは、もう既に終わってしまっているのですが、動画を最近公開したので、ホームページがあるので、後で見ただけだと幸いです。

そもそもこの組織というのは、2年前の9月に、白井市と印西市の両市長にも御臨席いただいて、グリーンインフラをテーマにしたシンポジウムを千葉ニュータウン中央のイオンのホールで行いました。そこでこういった連携組織が大事になるんじゃないかということが出されて、その後、企業などとも勉強会を重ねながらつくってきた組織になります。

この立ち上げに当たっても、3ページ目に載せていただいているような、両市に加えて複数の企業が協力する、あるいは運営に関わっていただくという形で立ち上げております。研究機関としても、内閣府のSIPという研究プログラム、それから私が所属している国立環境研、それから産総研も参加しているというようなものです。こういったものが、この7月に設立されました。

これまで議論してきた景観とみどりの基本計画の中でも、中間支援組織の設立を推進して、専門的な知見も活用しながら、計画を連携によって進めていくということが挙げられていたかと思います。できれば、そこで挙げられている中間支援という役割も、こういった組織で担えることを目指して育ててまいりたいと思いますので、引き続き御助言いただければと思っております。今日は、公式な御紹介、初めてになりますので、少し長くお話しさせていただきました。以上です。

○部会長

手短にありがとうございました。印西市さんのほうは、このLMCとどういう関係を、もう既に行っているものがあったら御紹介いただければと思いますが。

○委員

ありがとうございます。印西市さんは、市の方針として、グリーンインフラの推進というのをかなり市長さんが掲げておられます。そういう意味で、印西市のグリーンインフラ推進戦略というのをつくったり、印西市独自のこれから認証制度をつくりたいというようなことも考えていて、その設計の議論を始めています。

また、既に企業と市民団体が連携した取組なども、印西市も複数の場所でやっており、一部白井市さんも関わっている場所がありますけれども、そういった取組をこれから推進していくということで、少し具体的な動きが印西市さんも始まっています。白井市さんも、同様の議論もできる状況ですし、加えて、白井市さんは、これから開発するところでの情報提供など、そういったお手伝いもしているというところです。

○部会長

ずっと議論の中で、どうやって白井が持っている環境を保全していくか、または、それをよりよい方向に進めていくかというのは、今回のこの部会でも議題趣旨になっていたと

ころだと思います。この運用体制と併せて、LMCを積極的に印西市さんと協力して進めることは、より効果的なことだと思います。この運用体制に、LMCを含めて発展できるような形が望ましいと思いますので、都市計画課さんのほうでもプラスの方向で御検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、個人的には、LMCの活動をもう少しこの部会で具体的に紹介する時間を頂いてもいいんじゃないかなと思います。印西市でうまくいっているところ、または白井市で早めにつけたほうがいいようなところがあれば、御紹介いただくようなことも、進めていいんじゃないかなというふうに考えております。

ただいまの運用体制とLMC、両方について、御意見、御質問等あったら頂きたいと思います。委員の方々、いかがでしょうか。

○委員

私からも質問していいでしょうか。

○部会長

はい。

○委員

すいません、説明しておいて質問というのも。アドバイザーのところについての質問をさせていただきたいのですけれども、この御説明からすると、アドバイザーの総意という表現があったり、これは複数の人が、アドバイザーというのは、なる想定なのでしょうか。だとすれば、分野の構成として、こういった専門の分野でのアドバイザーを今、計画されているかというところが、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○部会長

事務局、お願いします。

○事務局

アドバイザーについてなのですけれども、一応、条例のほうでも、最大で6人以内というところを想定してまして、分野については、部会の委員の皆さんのように、建築関係だったり、色彩関係だったり、そういった方を任命することを考えています。まだ具体的に誰かというところまでは決めてはいないのですけれども、分野としては、今の部会の委員の皆さんと同じような形を想定しています。

○委員

ありがとうございます。誰かというのは御検討いただくころだと思うのですけれども、分野として、以前の議論でも、色彩のところがまず強調されていて、もちろん色彩に関して専門性が必要なので、そのアドバイザーは不可欠だと思うのですが、加えて、例えば豊かな自然、生態系とか、防災とか、コミュニティ形成みたいな、生態系の機能を重視するみたいなところもありましたので。

そういったところの専門性も必要になるかなと思ったものですから、多様な分野の必要な分野のアドバイザーが入るような構成を御検討いただければと思いました。以上です。

○部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

なかなか専門分野が細分化してしまったときに、デメリットもあるかと思います。一方からの視点だけで進んでしまったときにバランスが悪くなることもありますので、その辺の進め方についても協議が必要だと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

この運用体制、LMCについて、御意見あれば。ないようですので、このLMCの活用を運用体制等含めて積極的に御検討いただくということで、今日のところは締めさせていただきます。ありがとうございます。

次第3 その他

○部会長

それでは、最後、その他について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

資料の5のスケジュールを御覧ください。今回御意見いただいたガイドラインについては、資料の下段にありますとおり、11月をめぐりに部会のほうを開催させていただき、最終案としてお示しをいたします。日程調整については、別途御連絡させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。事務局からの報告事項は以上です。

○部会長

ありがとうございます。この予定について、何か御意見ありますか。●●委員。

○委員

予定ということではないですが、その間に、私、二、三点、中身についてもう少し希望というかは、直接御連絡させてくださいというだけです。

○部会長

よろしくお願いいたします。以降、進めるに当たって、コンサルの方、何か御質問あったら頂きたいと思いますが、大丈夫ですか。

○関係者

色について、後ほど●●さんと御相談させていただければと思います。

○部会長

●●委員、よろしくお願いいたします。

それでは、スケジュールについても意見がないようですので、閉会に入りますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで令和8年度第2回白井市都市計画審議会景観とみどり部会を閉会とさせていただきます。熱心な御意見、どうもありがとうございました。